

茨木市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

茨木市教育委員会

この計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき策定するものです。

目次

| | |
|-------------------------|---|
| 1 計画の趣旨・現状 | 2 |
| 2 目標 | 4 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 5 |
| 5 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

※ 本計画で使用する用語について

| | |
|--------------|---|
| 教育職員 | 校長、教頭、首席、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、常勤講師 |
| 教職員 | 教育職員と、学校事務職員及び学校栄養職員 |
| 在校等時間 | 在校している時間（出退勤システムへの打刻から把握）に①を加え、②を引いたもの ① 校外において公務として行う研修や児童生徒の引率等に従事している時間 ② 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告）、休憩時間 |
| 時間外 在校等時間 | 1日の在校等時間から、所定の勤務時間を除いた時間 |
| 国指針 | 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号） |

1、計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、「一人も見捨てへん教育」を理念として教育施策に取り組んでおり、その実現に向けた取組の一つとして、「学校業務改善の推進」を掲げている。

本市の教職員は、子どもたちの学びや成長のため、日々多岐にわたる業務に当たっているが、中には、そのために在校時間が長時間に及ぶ教職員や、子どもと向き合う時間が足りないと感じる教職員も見られる。

このため、業務改善の視点から、教育的価値を踏まえた上で業務の効率化や合理化を進めることによって、業務量を適正なものとし、教職員の「時間」を生み出すことが必要であるとする。

生み出された時間で、授業研究や自己研鑽にじっくり注力したり、子どもに寄り添ったりすることで、よりきめ細かな対応や、教職員自身がめざす教育の実現が可能となる。また、私生活や余暇のための時間の保障は、教職員の心身の健康やモチベーションの維持・向上につながる。

これらのことは、総合的に教職員の「ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）」や、教育の質の向上につながると考える。同時に、子どもたちにとっても、健康で活気のある教職員の姿は、安心安全な学校生活を送るための重要な要素といえる。

この計画は、業務改善による教職員の「時間」の創出に当たり、本市の小中学校における現状の課題や、解決に向けた取組及びそのねらい・目標を明確にすることで、学校・地域・教育委員会が認識を共通にし、一丸となって学校業務の改善に取り組むことを目的として策定する。

さらに、計画を推進することで、本市教育の根幹である「一人も見捨てへん教育」の実現をめざすものとする。

(2) 本市の現状

- 平成20年度に「茨木っ子プラン」を策定し、以降、「一人も見捨てへん教育」の実現に向けて教育活動を進めている。令和7年度には、第6次計画に当たる「茨木っ子プラン ミつくる」を策定した。
- 平成29年度に「茨木市立小中学校業務改善推進委員会」を設置し、学校と教育委員会の参画のもとで学校の業務改善に取り組む体制を構築した。以降、学校支援のための人的配置や校務の効率化につながるシステム導入など、教職員の業務負担の軽減を行ってきた。
- 教職員の在校等時間に関しては、打刻により勤務時間を客観的に把握する「出退勤管理システム」を平成30年度に導入したほか、令和2年度には「茨木市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、時間外在校等時間の上限を定めた。

《業務負担軽減に向けた主な取組》

| | |
|--------|------------------------------------|
| 平成29年度 | 業務サポーターの配置、全校一斉退校日・部活動休養日の設定 |
| 平成30年度 | 出退勤管理システムの導入、メッセージ電話の設置 |
| 令和元年度 | 校務支援システムの導入、学校閉校日（夏季）の実施、部活動指導員の配置 |
| 令和6年度 | デジタル採点システムの導入 |
| 令和7年度 | 部活動の地域展開に向けた実証事業の実施、就学時健診の一括実施（全校） |

- 本市小中学校における教職員の令和6年度の状況について、「時間外在校等時間」「年次有給休暇の取得状況」「教職員の意識」から傾向と課題を分析する。

【令和6年度 時間外在校等時間(月平均)】

※平均退勤時刻はフルタイム勤務者の通常勤務日の平均

| | 教職員全体 | (参考)校長 | (参考)教頭 |
|-----|---------|---------|---------|
| 小学校 | 25時間45分 | 40時間24分 | 50時間24分 |
| 中学校 | 42時間37分 | 45時間49分 | 52時間06分 |

【令和6年度 時間外在校等時間(45h/80h 超)】

※割合は月ごとの該当者在籍率の平均

| | 月80h超の教職員 | 月45h超の教職員 | (参考)月80hを超えたことがある教職員(年間) |
|-----|-----------|-----------|--------------------------|
| 小学校 | 0.9% | 15.3% | 55人(延べ126人) |
| 中学校 | 12.3% | 41.5% | 189人(延べ814人) |

【令和6年度 時間外在校等時間(その他)】

※平均退勤時刻はフルタイム勤務者の通常勤務日の平均

※部活動は、特殊勤務手当を申請して勤務した時間数の月平均(教育職員のみ)

| | 年間時間外在校等時間(教職員平均) | 平均退勤時刻 | (参考)平日以外の部活動 |
|-----|-------------------|--------|--------------|
| 小学校 | 300時間59分 | 18時08分 | — |
| 中学校 | 503時間01分 | 18時23分 | 10時間23分 |

【令和6年度 年次有給休暇の平均取得日数】

※4月1日時点在籍の教職員(フルタイム勤務)の平均

| | 教職員全体 | (参考)校長 | (参考)教頭 |
|-----|-------|--------|--------|
| 小学校 | 16.8日 | 9.2日 | 9.0日 |
| 中学校 | 17.2日 | 11.8日 | 12.5日 |

【令和6年度 学校業務改善及びICT活用指導力等の実態調査(※) 結果一部抜粋】

| 肯定的な回答が多い設問(上位3項目) | 小学校 | 中学校 |
|--------------------------------|-----|-----|
| ① 早く帰らなければならない事情のある人への配慮がされている | 91% | 87% |
| ② 仕事にやりがいを感じることができている | 90% | 84% |
| ③ 自分自身で業務の削減や効率化に向けた努力をしている | 88% | 88% |
| 肯定的な回答が少ない設問(上位3項目) | 小学校 | 中学校 |
| ④ 成績や公簿の処理、文書や資料の作成に負担を感じる | 78% | 82% |
| ⑤ 学校の行事や取り組みが精選され、必要なことに絞られている | 65% | 61% |
| ⑥ 児童・生徒と向き合う時間が十分取ることができている | 65% | 56% |

※以下「市教委実態調査」という。

(3) 本市の課題と対策

《課題1》

小学校・中学校とも、時間外在校等時間の平均は年々減少傾向にある一方で、80 時間超の教職員も毎月存在している。市教委実態調査からは、自身で業務の削減・効率化の努力をしていると回答した教職員は多いものの、公簿・文書にかかる事務や行事・取組のあり方については、見直しの余地があることが分かる。

対策 個人単位での改善が難しい年間授業時数の編成や学校行事、教育委員会関係の手続き・回答文書などの見直しを進めるとともに、長時間勤務者の健康確保措置を講じる必要がある。

《課題2》

中学校では、時間外在校等時間の全体平均が月45時間を超えており、1割以上の教職員は月80時間を超えている。

対策 平均退校時刻(平日)は小学校と中学校で大きな開きがないことから、週休日の部活動等の出勤による影響が大きいと考えられる。部活動の地域展開を計画的に進めていく必要がある。

《課題3》

小学校・中学校いずれにおいても、管理職の時間外在校等時間は平均よりも長く、年次有給休暇の取得日数は平均よりも少ない傾向にある。

対策 校内の管理や外部との窓口となる業務の比重が大きいことや、週休日の行事・会議等での出勤(平日に振替)が多いことが考えられる。校内での役割分担や、地域団体との関わり方についての見直しを検討する必要がある。

2、目標

本計画において、達成をめざす目標は以下のとおり。

なお、国指針は教育職員が対象であるが、事務職員・栄養職員を含む全ての教職員について業務量管理及び健康確保の措置が必要であることから、本計画では、教職員全体に対する目標を設定し、達成に向けて取り組むこととする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月の時間外在校等時間が80 時間を超える教職員0人をめざす。
- ② 年間時間外在校等時間の平均 360 時間(月平均 30 時間) 以内をめざす。

【参考】「業務量の適切な管理等に関する規則」で定める上限時間

…1か月について45 時間、1年について360時間

(2) 年次有給休暇に関する目標

- ① 教職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を16日以上にする。
- ② うち管理職の年次有給休暇の年間平均取得日数を14日以上にする。

(3) 教職員の意識に関する目標

- ① 年度末に実施する市教委実態調査において、以下の設問への肯定的な回答を80%以上にする。
『児童・生徒と向き合う時間や、授業準備・自己研鑽の時間を十分取ることができている』

3、計画の期間

令和8年度～令和11年度

【参考】「茨木っ子プラン ミつくる」の計画期間 …令和7年度～令和11年度
政府の時間外在校等時間の削減目標 …令和11年度までに平均30時間程度
⇒上記と同じ終期であるため、より効率的・効果的な効果測定や検証が可能。

4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本市計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【参考】学校と教師の業務の3分類 …資料のとおり(8ページ)

イ 学校以外が担うべき業務

【1】 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 多くの学校管理職が地域団体の事務局等の役割を担っている現状を踏まえ、学校と地域団体が、協議のもと、地域団体との役割分担や、校内での業務分担の見直しを進める。
- ・ 地域団体との会議の開始時刻や頻度、行事への参画方法について、地域の状況と教職員の働き方を踏まえた上で、地域の活性化や地域団体と連携して子どもの成長を支える観点から、双方にとってよりよい形となるよう地域と学校の間で随時検討し、見直しを行う。
- ・ 上記が円滑に進められるよう、教育委員会は、地域・学校への情報発信等のサポートを行う。

*対応する課題： 課題3

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

【2】 調査・統計等への回答

- ・ 教育委員会事務局において、学校に提出を求める書類の公印や指定様式の可否を検討し、効率化を図る。また、回答や提出の方法は、原則データでやりとりができるよう手続きを見直し、紙での提出物を現状の半分以下に削減する。

*対応する課題： 課題1

【3】 部活動

- ・ 中学校の部活動について、地域クラブ指導者が週休日・休日の部活動を実施する「iba 活モデル（茨木市版部活動地域展開）」を、策定予定の推進計画に沿って順次進め、令和11年度末までに、週休日・休日における部活動の地域展開完全実施をめざす。

《令和7年度現在》 水泳部・サッカー部・バドミントン部で実証実験を実施

*対応する課題： 課題2

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 引き続き、教育委員会が配置している既存の人材（各種サポーター、介助員、教育専門支援員など）と連携し、授業や授業の準備、支援を要する子どもや家庭の支援を行う。

*対応する課題： 課題1

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 【1】 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを促す。

*対応する課題： 課題1

- 【2】 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等や、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、各校の現状と課題に応じた時間創出の工夫が進むよう、教育委員会において好事例を収集し、各校へ共有する。

*対応する課題： 課題1

- 【3】 勤務時間外の電話を自動音声（不在メッセージ）での対応とする「メッセージ電話」について、中学校における対応時間を「午後5時」以降とし、令和11年度までに設定する。

《令和7年度現在》 小学校：午後5時以降、中学校：午後5時30分以降

*対応する課題： 課題1、課題2

【4】 市で導入している電子申請システム等を活用し、保護者や教育委員会との各種手続きのオンライン化を進めることで、校務以外も含め、学校が担っている業務（就学援助申請など）を軽減する。

*対応する課題：課題1、課題3

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

【1】 産業医との連携を強化し、長時間労働者や高ストレス者への面接指導、職場巡視などを通じて、健康や職場環境に関する専門的な助言を必要とする教職員が適切な支援を受けられる体制を整備する。

《令和7年度現在》 1か月時間外労働時間が80時間を超えた教職員のうち、
疲労の蓄積が認められるもの（本人の申告による）

*対応する課題：課題1

【2】 全ての教職員が、積極的に年次有給休暇をまとまった日数で取得しやすくなるよう、長期休業期間中の「学校閉校日」を令和11年度までに拡充するとともに、夏季休業期間の見直しを検討する。

《令和7年度現在》 閉校日：8月12～14日、夏季休業期間：7月21日～8月24日

*対応する課題：課題1、課題3

上に記載した項目は、現状の課題を分析し、特に重点的に取り組む必要があると考えられるものであり、学校の業務改善に向けては、記載のないものも含めて、様々な面から取り組んでいく。

《資料》 学校業務改善にかかる取組内容 … 別紙のとおり

茨木市における学校業務改善の取組内容（上記の重点事項以外の取組や、以前から継続的に取り組んでいるものも含む）を、国指針に掲げる措置内容に沿って整理したもの

5、関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内小中学校の教職員の在校等時間の状況及び各取組の進捗状況を把握し、毎年度、茨木市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

- (2) 時間外在校等時間及び年次有給休暇に関する目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、教職員の意識に関する目標については、毎年度末に実施する市教委実態調査の結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校の校長へ聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外労働時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を必要に応じて実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組がよりいっそう進むよう、校長会等で本計画の周知を行うとともに、取組の好事例等を示すことで、各校での取組を促し、さらに充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (5) 学校における業務改善のいっそうの推進には、保護者や地域からのご理解・ご協力が必要であることから、取組の趣旨や内容を、市ホームページ等で随時分かりやすく発信する。

【資料】 学校と教師の業務の3分類

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務を、『学校以外が担うべき業務』『教師以外が積極的に参画すべき業務』『教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務』に分類したものを、国指針において、教育委員会が講ずべき措置の内容に位置づけられている。

| 学校以外が担うべき業務 | 教師以外が積極的に参画すべき業務 | 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 |
|--|-----------------------------|----------------------|
| ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 | ⑥ 調査・統計等への回答 | ⑭ 給食の時間における対応 |
| ② 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応 | ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | ⑮ 授業準備 |
| ③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) | ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | ⑯ 学習評価や成績処理 |
| ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 | ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | ⑰ 学校行事の準備・運営 |
| ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 | ⑩ 校舎の開錠・施錠 | ⑱ 進路指導の準備 |
| | ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 |
| | ⑫ 校内清掃 | |
| | ⑬ 部活動 | |